

# 路外駐車場設置

## に関する手引き



戸田市 都市計画課

令和3年12月

# 目 次

1. 届出の必要な駐車場 .....	2
(1) 路外駐車場.....	2
(2) 月極めのみを取り扱う駐車場.....	2
(3) 専用駐車場.....	2
2. 路外駐車場関係届出に関する手順の概要 .....	3
3. 路外駐車場届出書類について .....	4
(1) 設置届出に必要な書類.....	4
(2) 設置変更届出に必要な書類.....	5
(3) 休止等の届出に必要な書類 .....	6
4. 路外駐車場設置における注意事項 .....	7
5. 特定路外駐車場設置における注意事項 .....	12
6. 路外駐車場設置、特定路外駐車場設置、管理規程届のチェックリスト .....	15
(1) 路外駐車場設置のチェックリスト .....	15
(2) 特定路外駐車場設置のチェックリスト .....	18
(3) 管理規程届のチェックリスト.....	19
7. 届出書様式 .....	20

## 1. 届出が必要な駐車場

駐車場といわれるものには、おおむね次の3種類があります。

### (1) 路外駐車場

道路の路面外に設置される、不特定多数の者が利用できる一般公共の用に供される駐車場（駐車場法第2条第2号）

一般的には、次の駐車場が該当します。

時間貸し駐車場

買物客以外も利用可能なデパート等商業施設の駐車場

### (2) 月極めのみを取り扱う駐車場

月極め契約車という特定車のみ取り扱い、又は特定車のみが利用できるもので、時間駐車等を一切取り扱わないもの。

### (3) 専用駐車場

店舗や事務所に併設される駐車場で、買い物客や従業員等の特定の者が利用できるもの。（一般に開放していない駐車場に限る。）

届出が必要な駐車場とは、

上記(1)の路外駐車場で、都市計画区域内に設置され、自動車の駐車のために供する部分の面積が500㎡以上で、駐車料金を徴収するものを設置する場合には、あらかじめ届出が必要となります。



《 路外駐車場のイメージ 》

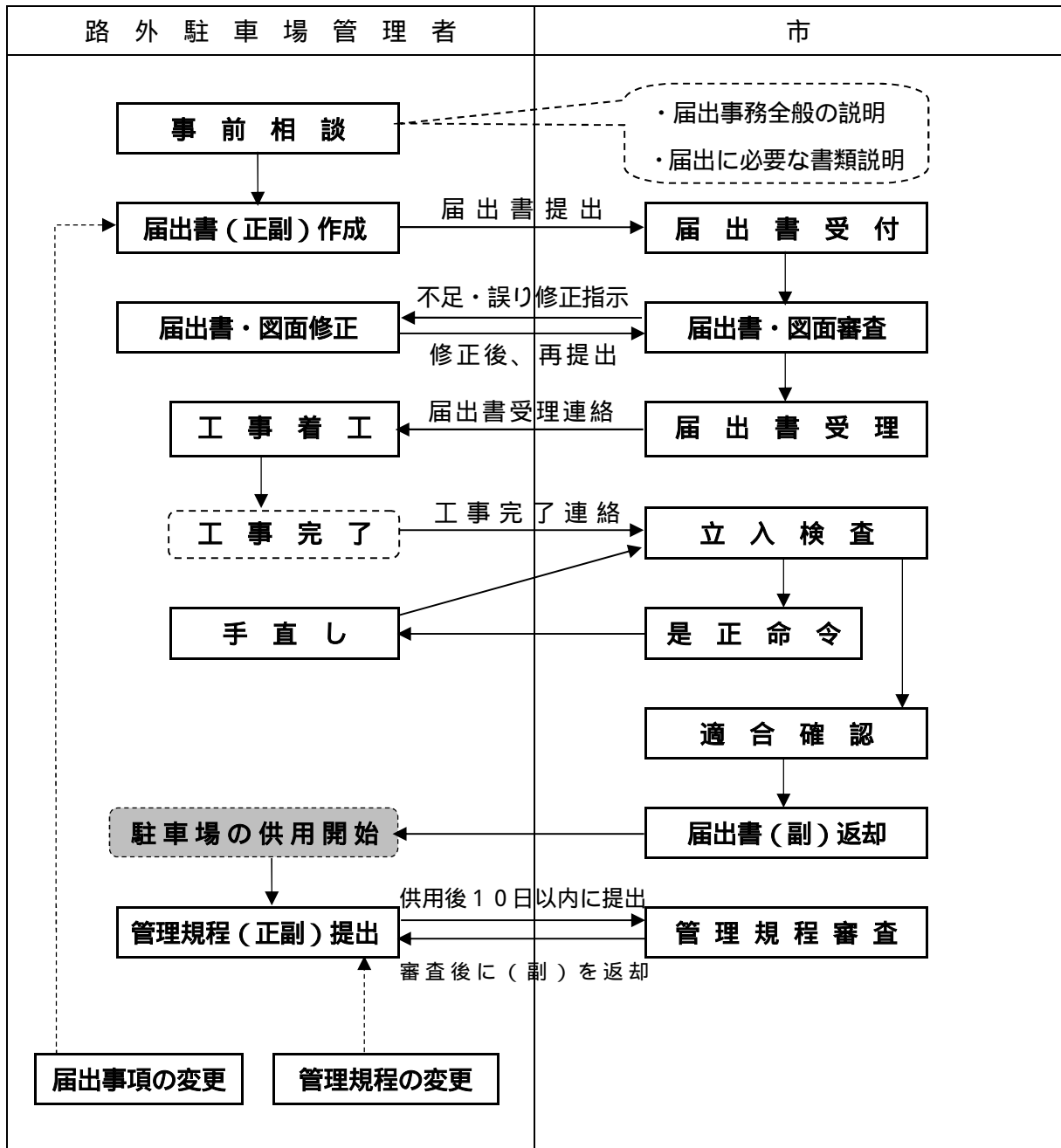
月極め契約などによる駐車場は、該当しません。

駐車のために供する部分とは、駐車スペースのみの面積をいい、車路等は含みません。

機械式の場合は、パレットの面積に台数を乗じた面積をいいます。

## 2. 路外駐車場関係届出に関する手順の概要

- ・路外駐車場設置（変更）届 … 設置（変更）前に届出
- ・路外駐車場管理規程届 … 供用開始後10日以内
- ・駐車場管理規程一部変更届 … 管理規程変更後10日以内
- ・路外駐車場休止届、廃止届、再開届 … 事由の発生した日から10日以内



### 3. 路外駐車場届出書類について

#### (1) 設置届出に必要な書類

		必 要 書 類	建築物の 場 合 部 数	建築物で ない場合 部 数	
設 置 関 係	1	設置届出書	2部	2部	
		特定路外駐車場に該当する場合、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（以下、「バリアフリー法」という。）第12条第1項ただし書きに基づく書面を添付する。		2部	
	2	地形図（案内図） 1/10,000以上	2部	2部	
	3	平面図 1/200以上 （2層以上の場合は各階） 路外駐車場の区域 周辺の道路（バス停、横断歩道、交差点等 政令で定められているものを記入する。） 場内の設備（事務所、料金徴収所、証明等） 以上各階別に記入されたもの 路外駐車場車いす使用者用駐車施設の位置を記入 バリアフリー法関連。ただし、建築物の場合は除く。 路外駐車場移動等円滑化経路を記入 バリアフリー法関連。ただし、建築物の場合は除く。	2部	2部	
		4	立面図 2面以上 1/200以上	2部	
	5	断面図 2面以上 1/200以上	2部		
	6	屈曲部、傾斜部の詳細図 1/200以上	2部		
	7	機械駐車装置の 場 合	大臣認定書の写し	2部	
	8		仕様図又は全体組立図	2部	
	9	路外駐車場設置チェックリスト	2部	2部	
特定路外駐車場設置チェックリスト			2部		
10	その他市長が必要と認める書類	2部	2部		
管理 規程	11	管理規程届（看板等の姿図を添付）	2部	2部	
		管理規程届チェックリスト	2部	2部	

設置届出書は、路外駐車場を設置する前に届け出ること。

管理規程届は、路外駐車場の供用開始後10日以内に届け出ること。

( 2 ) 設置変更届出に必要な書類

届け出た事項を変更するときは、以下の書類を届け出てください。

変 更 の 内 容	必 要 書 類	部 数
管理者の氏名及び住所の変更 (代表者の変更も含む)	・路外駐車場設置変更届 ・管理規程一部変更届	2部
駐車場の名称の変更	・路外駐車場設置変更届 ・管理規程一部変更届	2部
法人管理者の代表者の住所の変更	・管理規程一部変更届	2部
駐車場の位置の変更 (町名地番変更によるもの)	・路外駐車場設置変更届	2部
規模・構造・設備の変更	・路外駐車場設置変更届 ・変更事項に係る図面及び 指示されたもの	2部
附帯業務の変更	・路外駐車場設置変更届 ・管理規程一部変更届	2部
駐車料金の変更	・管理規程一部変更届	2部
供用時間・使用契約 省令で定められた事項	・管理規程一部変更届	2部

設置変更は駐車場法第12条、管理規程変更は駐車場法第13条の規定に基づく。

管理規程の変更届については、変更後10日以内に届け出ること。

特定路外駐車場を変更するときは、バリアフリー法第12条第1項ただし書きに基づく書面を添付して届け出ること。

( 3 ) 休止等の届出に必要な書類

路外駐車場管理者は、路外駐車場の全部又は一部の供用を休止、廃止したとき、又は現に休止している路外駐車場の全部又は一部の供用を再開したときは、10日以内に届出が必要です。( 駐車場法第14条 )

#### 4 . 路外駐車場設置における注意事項

( 駐車場法施行令：構造及び設備の基準 )

##### ( 1 ) 自動車の出口及び入口 ( 駐車場法施行令第 7 条 )

1 ) 次に掲げる道路及び道路の部分には設けられません。( 図 1 参照 )

交差点、横断歩道、自転車横断帯、踏切、軌道敷内、坂の頂上付近、勾配の急な坂又はトンネル ( 道路交通法第 4 4 条第 1 項第 1 号 )

交差点の側端又は道路の曲がり角から 5 m 以内の部分 ( 道路交通法第 4 4 条第 1 項第 2 号 )

横断歩道又は自転車横断帯の前後の側端からそれぞれ前後に 5 m 以内の部分 ( 道路交通法第 4 4 条第 1 項第 3 号 )

安全地帯が設けられている道路の当該安全地帯の左側の部分及び当該部分の前後の側端から、それぞれ前後に 1 0 m 以内の部分 ( 道路交通法第 4 4 条第 1 項第 4 号 )

乗合自動車の停留所又はトロリーバス若しくは路面電車の停留所を表示する標識柱又は標示板が設けられている位置から 1 0 m 以内の部分  
( 道路交通法第 4 4 条第 1 項第 5 号 )

踏切の前後の側端からそれぞれ前後に 1 0 m 以内の部分 ( 道路交通法第 4 4 条第 1 項第 6 号 )

横断歩道橋 ( 地下横断歩道を含む ) の昇降口から 5 m 以内の道路の部分

幼稚園、小学校、義務教育学校、特別支援学校、幼保連携型認定こども園、保育所、児童発達支援センター、児童心理治療施設、児童公園、児童遊園又は児童館の出入口から 2 0 m 以内の部分 ( 出入口に接するさくの設けられた歩道を有し ( 図 1 - 1 参照 ) かつ、縁石線又はさくその他これに類する工作物により車線が方向別に分離されている道路 ( 図 1 - 2 参照 ) 以外の道路にあつては、当該出入口の反対側及びその左右 2 0 m 以内の部分も含む。 )

橋

幅員 6 m 未満の道路

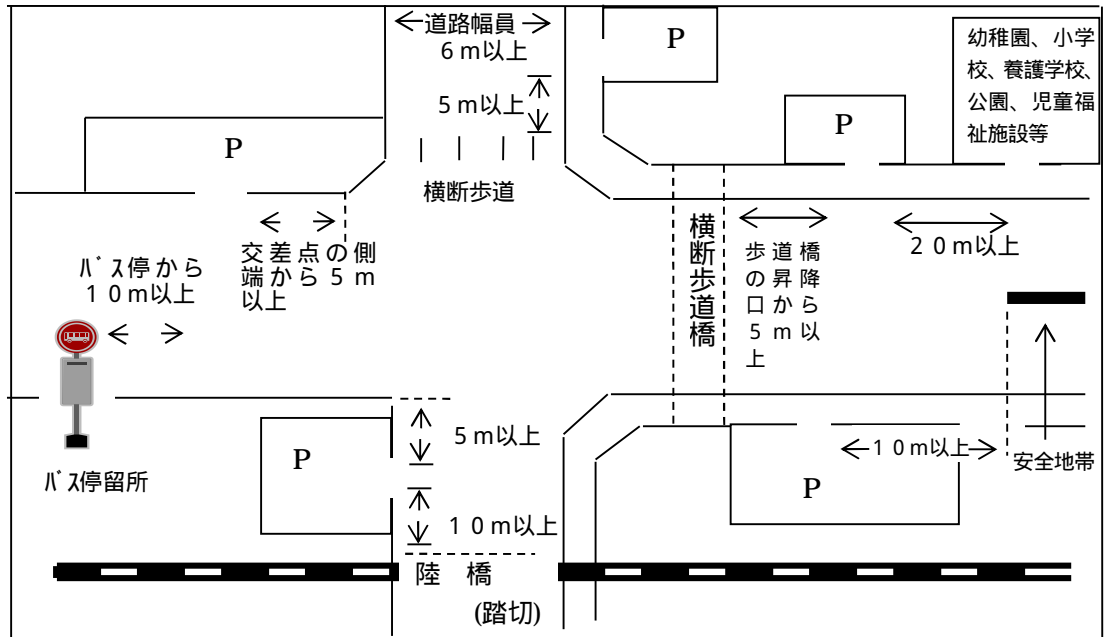
縦断勾配 1 0 % を超える道路



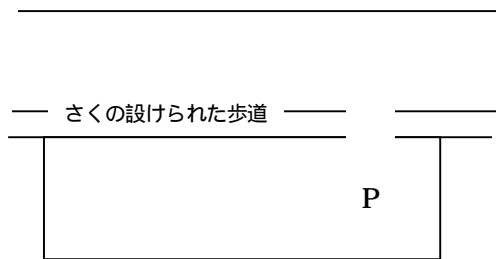
「トンネル、橋」について、路外駐車場の出口又は入口の設置が、路外駐車場の出口又は入口を設ける道路の円滑かつ安全な交通の確保に支障がないと国土交通大臣が認めたものに限り、路外駐車場の出口又は入口を設置できることとする。

- 2) 前面道路が2以上ある場合、自動車の出口及び入口は、自動車交通に支障を及ぼすおそれの少ない道路に設けること。
- 3) 駐車スペースの面積が6,000㎡以上の路外駐車場にあっては、自動車の出口と入口を分離した構造とし、かつ、それらの間隔を道路に添って10m以上とすること。(図2参照)
- 4) 自動車の出口又は入口において、自動車の回転を容易にするため必要があるときは、すみ切をしなければならない。この場合において、切取線と自動車の車路とのなす角度及び切取線と道路とのなす角度を等しくすることを標準とし、かつ、切取線の長さは、1.5m以上とすること。(図3参照)
- 5) 自動車の出口付近の構造は、当該出口から2m(\*1.3m)後退した自動車の車路の中心線上1.4mの高さにおいて、道路の中心線に直角に向かって左右それぞれ60度以上の範囲において、当該道路を通行する者の存在を確認できるようにすること。(図4参照)

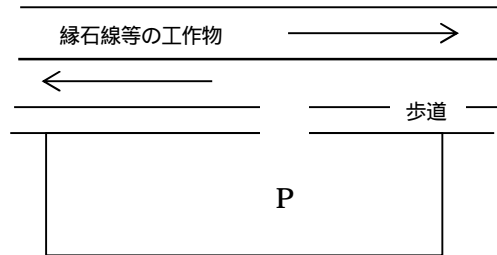
( 図 1 )



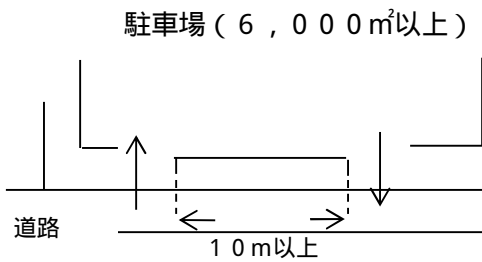
( 図 1 - 1 )



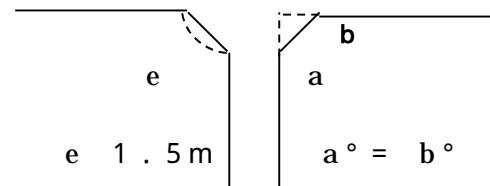
( 図 1 - 2 )



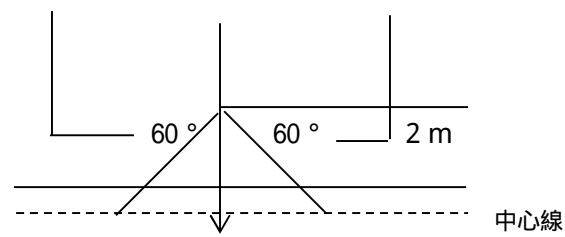
( 図 2 )



( 図 3 )



( 図 4 )



## (2) 車路(駐車場法施行令第8条)

- 1) 路外駐車場には、自動車が円滑かつ安全に走行することができる車路を設けなければならない。
- 2) 自動車の車路の幅員は、5.5m(\*3.5m)以上としなければならない。ただし、一方通行の車路にあっては、3.5m(\*2.25m)(当該車路に接して駐車料金の徴収施設が設けられておりかつ、歩行者の通行の用に供しない箇所にあつては、2.75m(\*1.75m))以上とすることができる。  
(建築物である駐車場については、以下の3)~5)も該当する。)
- 3) はり下の高さは、2.3m以上であること。
- 4) 屈曲部(ターンテーブルが設けられているものを除く。)は、自動車が5m(\*3m)以上の内のり半径で回転できる構造であること。
- 5) 傾斜部の縦断勾配は、1.7%をこえないこと。また、傾斜部の路面は粗面とし、又はすべりにくい材料で仕上げること。

## (3) 駐車の用に供する部分の高さ(駐車場法施行令第9条)

駐車の用に供する部分のはり下の高さは、2.1m以上であること。

## (4) 避難階段(駐車場法施行令第10条) 建築物である駐車場の場合

直接地上へ通ずる出入口のある階以外の階に駐車スペースを設けるときは、建築基準法施行令第123条第1項もしくは第2項に規定する避難階段又はこれに代わる設備を設けること。

## (5) 防火区画(駐車場法施行令第11条) 建築物である駐車場の場合

駐車場内に給油所その他火災の危険のある施設を設けるときは、当該施設と駐車場を耐火構造(建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造をいう。)の壁又は特定防火設備(建築基準法施行令第112条第1項に規定する特定防火設備をいう。)によって、区画すること。

**( 6 ) 換気装置 ( 駐車場法施行令第 1 2 条 )** 建築物である駐車場の場合

駐車場内部の空気を 1 時間につき 1 0 回以上直接外気と交換する能力を有する換気装置を設けること。ただし、窓その他の開口部を有する階でその開口部の換気に有効な部分の面積がその階の床面積の 1 0 分の 1 以上であるものについては、この限りでない。

**( 7 ) 照明装置 ( 駐車場法施行令第 1 3 条 )** 建築物である駐車場の場合

次の各号に定める照度を保つために、必要な証明装置を設けること。

- |                        |            |
|------------------------|------------|
| 1 ) 自動車の車路の路面          | 1 0 ルックス以上 |
| 2 ) 自動車の駐車のために供する部分の床面 | 2 ルックス以上   |

**( 8 ) 警報装置 ( 駐車場法施行令第 1 4 条 )** 建築物である駐車場の場合

自動車の出入及び道路交通の安全を確保するために必要な警報装置を設置すること。

**( 9 ) 供用時間、料金の表示 ( 駐車場法施行令第 1 7 条 )**

路外駐車場を利用しようとする者の見やすい場所に、路外駐車場の供用時間及び駐車料金の額を明示すること。

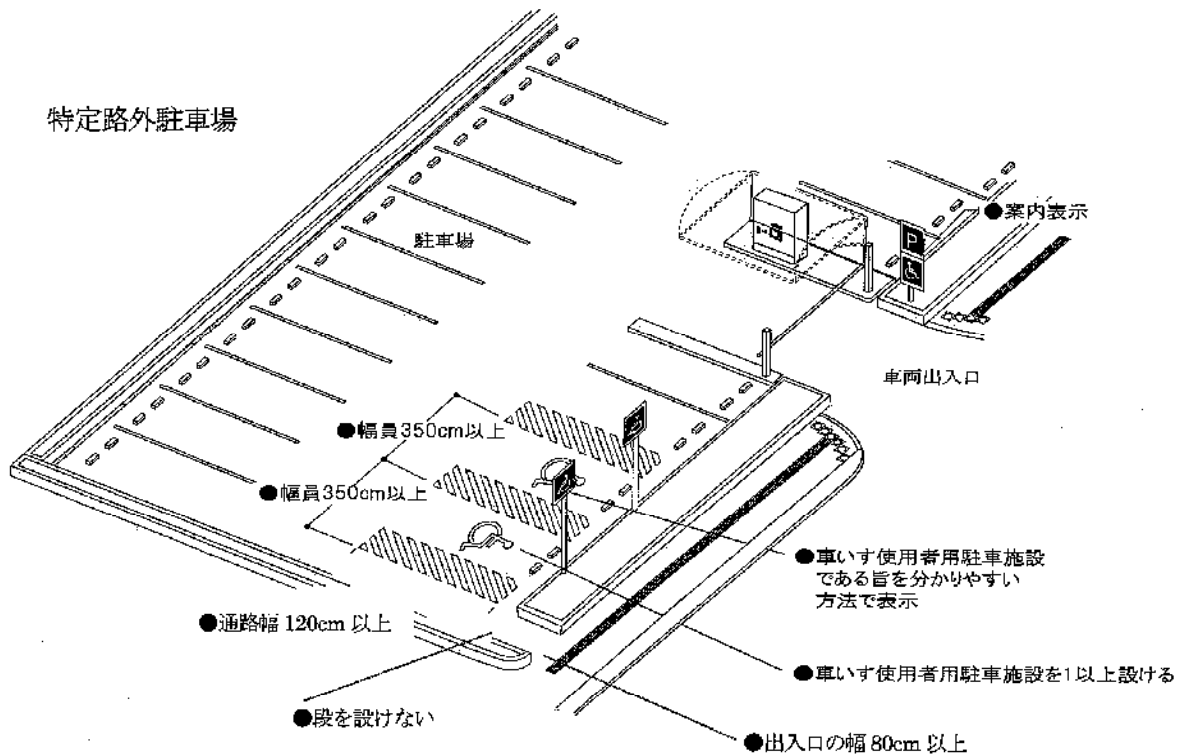
\* 印の数値について

出口に関して：専ら特定自動二輪車に係る部分（駒止め等により特定自動二輪車以外の自動車の駐車のための部分と区分されたものに限る）

車路に関して：自動二輪車専用駐車場の特定自動二輪車に係る部分

## 5. 特定路外駐車場設置における注意事項 (バリアフリー法施行令：構造及び配置に関する基準)

### (1) 特定路外駐車場の構造



参考：福祉のまちづくり条例設計ガイドブックから引用編集

特定路外駐車場には、車いすを使用している者が円滑に利用することができる駐車施設を1以上設けなければならない。(幅が350cm以上のもの)

路外駐車場車いす使用者用駐車施設から道又は公園、広場その他の空地までの経路の長さができるだけ短くなる位置に設けること。

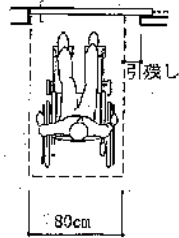
路外駐車場車いす使用者用駐車施設又はその付近に、路外駐車場車いす使用者用駐車施設の表示をすること。

路外駐車場車いす使用者用駐車施設から道又は公園、広場その他の空地までの経路のうち1以上を高齢者、障害者等が円滑に利用できる経路(路外駐車場移動等円滑化経路)にしなければならない。

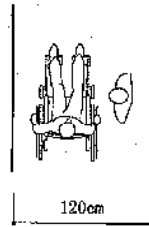
当該路外駐車場移動等円滑化経路上に段を設けないこと。ただし、傾斜路を併設する場合はこの限りではない。

## (2) 通路・経路

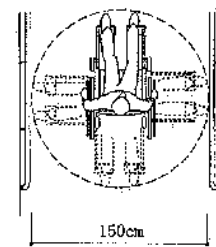
### 車いすの動作寸法



車いす使用者が通過できる寸法



車いす使用者と歩向きの人がすれ違える寸法



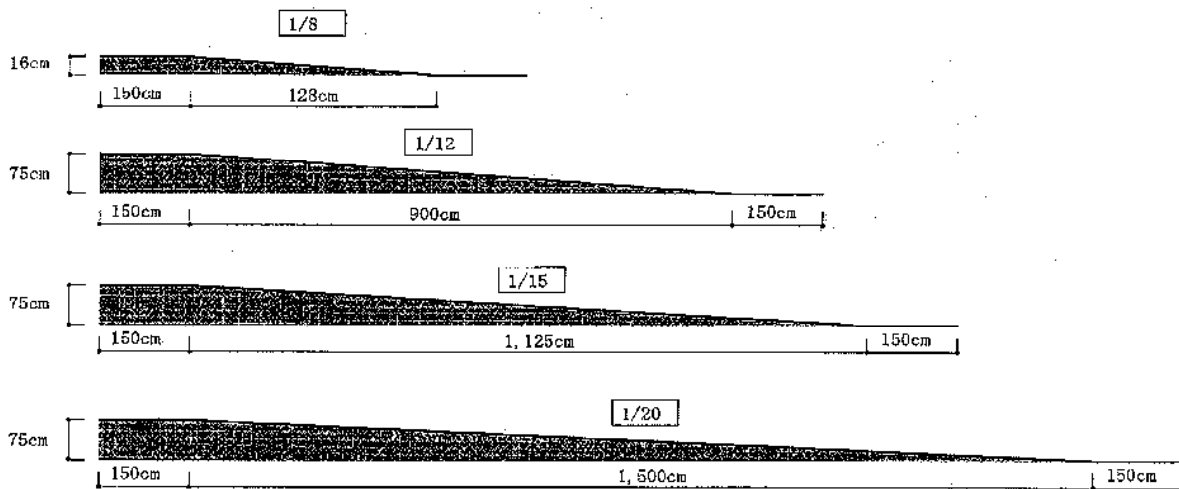
車いす使用者が回転できる通路寸法

参考：福祉のまちづくり条例設計ガイドブックから引用

当該路外駐車場移動等円滑化経路を構成する出入口の幅は、80cm以上とすること。  
通路幅は、120cm以上とすること。

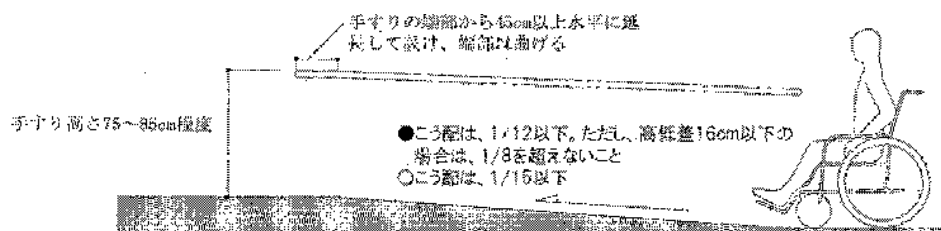
50m以内ごとに車いすの回転に支障がない場所を設けること。

## (3) 傾斜路



傾斜路のこう配

高さ75cm以内ごとに踊場を設ける。



参考：福祉のまちづくり条例設計ガイドブックから引用

幅は、段に代わるものにあつては120cm以上、段に併設するものにあつては90cm以上とすること。

勾配は、12分の1を超えないこと。ただし、高さが16cm以下のものにあつては、8分の1を超えないこと。

高さが75cmを超えるもの(勾配が20分の1を超えるものに限る。)にあつては、高さ75cm以内ごとに踏幅が150cm以上の踊場を設けること。

勾配が12分の1を超え、又は高さが16cmを超え、かつ、勾配が20分の1を超える傾斜がある部分には、手すりを設けること。

#### (4) 特殊の装置

予想しない特殊の装置を用いる特定路外駐車場については、移動等円滑化のために必要な特定路外駐車場の構造及び設備に関する基準を定める省令第4条の規定による構造又は設備と同等以上の能力があると認める場合においては適用しない。

## 6. 路外駐車場設置、特定路外駐車場設置、管理規程届のチェックリスト

### (1) 路外駐車場設置のチェックリスト

項目	事項	チェック	備考
届出が必要な駐車場であるか (法第11条、第12条)	1、都市計画区域内にあるか		
	2、駐車場供用面積が500㎡以上か		
	3、駐車料金を徴収するか		
添付図面は完備されているか (省令第1条)	1、位置を表示した縮尺1/10,000以上の地形図		変更の届出書に添える図面は、変更しようとする事項に係る図面で良い。
	2、①~③を表示した縮尺1/200以上の平面図		
	①路外駐車場の区域		
	②路外駐車場の自動車の出口及び入口、自動車の車路、その他の主要な施設		
	③路外駐車場の付近の道路、施行令第7条第1項に規定する道路の部分及び橋		
	3、建築物である路外駐車場にあっては、縮尺1/200以上の各階平面図並びに2面以上の立面図及び断面図		
構造、設備の基準に適合しているか (施行令第7条)	1、自動車の出口、入口は適正か		道路交通法第44条各号で定められた駐停車禁止部分 1 交差点、横断歩道、踏切、軌道敷内、坂の頂上付近、勾配の急な坂又はトンネル 2 交差点の側端又は道路の曲がり角から5m以内の部分 3 横断歩道又は自転車横断帯の前後の側端からそれぞれ前後に5m以内の部分 4 安全地帯が設けられている道路の当該安全地帯の左側の部分及び当該部分の前後の側端からそれぞれ前後に10m以内の部分 5 乗合自動車の停留所又はトリーパス若しくは路面電車の停留所を表示する標識又は標示板が設けられている位置から、10m以内の部分 6 踏切の前後の側端からそれぞれ前後に、10m以内の部分 次の道路に面している場合は、反対側とその左右20mは含まない 1 出入口に接して、さく付きのある歩道を有する道路 2 縁石等で車線を分離され、かつ、歩道付きの道路
	①道路交通法第44条で定められた駐停車禁止部分にないか		
	②横断歩道橋(地下横断歩道橋を含む)の昇降口から5m以内でないか		
	③幼稚園、小学校、義務教育学校、特別支援学校、幼保連携型認定こども園、保育所、児童発達支援センター、児童心理治療施設、児童公園、児童遊園又は児童館の出入口から20m以内と当該出入口の反対側及びその左右20m以内でないか(備考欄 印参照)		
	④橋、トンネルにないか		
	⑤幅員が6m(全幅)未満の道路にないか		
	⑥縦断勾配が10%をこえる道路にないか		
	⑦前面道路が2以上ある場合、自動車の出入口が自動車交通に支障を及ぼす恐れのない道路にあるか		
	⑧駐車場供用面積が6,000㎡以上のとき、出口、入口は分離構造で、かつ、それらは道路に沿って10m以上離れているか		
	⑨すみ切りの必要はないか、構造は適切か(9°-ジ 図3参照)		
⑩出口付近の見通しは十分か(9°-ジ 図4参照)			
	道路内に出入口を設けてないか		



項 目	事 項	チェック	備 考
車路の構造は適正か (施行令第8条)	1、車路を円滑、かつ、安全に走行できるか		
	2、幅員は5.5m(*3.5m)以上あるか(一方通行の時3.5m(*2.25m)以上でよい)		
	3、建築物である立体駐車場の時、次の基準を満たしているか		
	①はり下の高さは2.3m以上あるか		
	②屈曲部を5m(*3m)以上の内のり半径で回転できる構造であるか		
	③傾斜部の縦断勾配が17%以下か		
	④傾斜部の路面は粗面か、すべりにくい材料で仕上げているか		
駐車供用部分のはり下の高さは適正か (施行令第9条)	1、建築物である路外駐車場の駐車供用部分のはり下の高さは、2.1m以上あるか		
避難階段は設けてあるか (施行令第10条)	1、建築物である路外駐車場の場合、避難階段またはこれに代わる設備を設けてあるか		建築基準法 施行令第123条第1項もしくは第2項
防火区画はしてあるか (施行令第11条)	1、建築物である路外駐車場に給油所その他の火災の危険のある施設を附置する場合には、当該施設と当該路外駐車場とを耐火構造(注1)の壁又は特定防火設備(注2)によって区画してあるか		(注1)建築基準法第2条第7項に規定する耐火構造 (注2)建築基準法施行令第112条第1項に規定する特定防火設備
換気装置は適正か (施行令第12条)	1、建築物である路外駐車場であるとき、内部の空気を1時間につき10回以上直接外気と交換する能力を有する換気装置はあるか		(注)ただし、窓その他の開口部を有する階でその開口部の換気に有効な部分の面積がその階の床面積の10分の1以上であるものについては、この限りでない。
照明装置は適正か (施行令第13条)	1、建築物である路外駐車場であるとき、次の照度を保つ照明装置があるか		自動車の車路及び駐車供用部分の水平照度 曲線図を添付
	①自動車の車路の路面 10ルクス以上		
	②自動車駐車供用部分の床面 2ルクス以上		
警報装置は適正か (施行令第14条)	1、建築物である路外駐車場であるとき、自動車の出入り、道路交通の安全確保のために必要な警報装置があるか		
特殊装置があるか (施行令第15条)	1、国土交通大臣が認める特殊な装置に該当するものはないか		国土交通大臣の認定書の写しを添付

項 目	事 項	チェック	備 考
駐車料金の額の基準に適合しているか (施行令第16条)	1、駐車料金の額の基準は、次のとおりであるか		
	①能率的な経営の下における適正な原価を償い、かつ、適正利潤を含む額をこえないこと		
	②自動車を駐車させる者に対し、不当な差別的取扱いとなる額でないこと		
	③自動車を駐車させる者の負担能力にかんがみ、その利用を困難にする恐れのない額であるか		
供用時間等の明示はしてあるか (施行令第17条)	1、路外駐車場利用者の見やすい場所に路外駐車場の供用時間、駐車料金の額を明示してあるか		駐車場管理規程及び供用時間・駐車料金の額を明示した看板の姿図(寸法を記載)を添付

(2) 特定路外駐車場設置のチェックリスト

提出年月日	年 月 日	提出区分	新規・変更
供用開始予定	年 月 日	前回提出年月日(変更の場合)	年 月 日
駐車場の名称			
駐車場の位置			
駐車場管理者			
住 所			
区域の面積	m <sup>2</sup>	構 造	備考
駐車のために供する部分の面積・駐車台数	(二輪 ) m <sup>2</sup>		(二輪 ) 台
建築物である部分の面積・駐車台数	(二輪 ) m <sup>2</sup>		(二輪 ) 台
建築物でない部分の面積・駐車台数	(二輪 ) m <sup>2</sup>		(二輪 ) 台
特定路外駐車場となるもの	1 道路の路面外に設置される駐車のための施設であつて、一般公共の用に供され、かつ、駐車のために供する部分の面積が500m <sup>2</sup> 以上であるもの。		駐車場法の技術基準の遵守が必要
	2 1に該当するもののうち、料金を徴収するもの		バリアフリー法及び駐車法第12条等の届出が必要

根拠法令等	法令の規定による設備の基準	判定	備考
車いす使用者用駐車施設 <small>移動等円滑化のために必要な特定路外駐車場の構造及び設備に関する基準を定める省令第2条</small>	車いすを使用している者が円滑に利用することができる駐車施設を1以上設けている 路外駐車場車いす使用者駐車施設について、 ・幅員を3.5m以上確保している ・車いす使用者用の標示をしている	合・否  合・否 合・否	
移動等円滑化経路 同省令第3条	路外駐車場車いす使用者施設から道又は公園、広場その他の空地までの経路のうち1以上が、高齢者や障害者等が円滑に利用できる経路(以下「移動等円滑化経路」という。)となっている。 移動等円滑化経路について ・経路上に段差を設けてない。段差がある場合、傾斜路を併設している。 ・経路を構成する出入口の幅は、80cm以上ある。 ・経路を構成する通路は、幅が120cm以上ある。 ・経路を構成する通路は、50m以内ごとに車いすの転回に支障がない場所を設けている。 ・経路を構成する傾斜路は、幅を120cm以上確保している。(段に併設する場合は、90cm以上確保している。) ・経路を構成する傾斜路は、勾配が1/12を超えていない。(高さが16cm以下のものについては、1/8を超えていないか。) ・経路を構成する傾斜路は、高さが75cmを超え、かつ、勾配1/20を超えるものについて、高さ75cm以内ごとに踏幅150cm以上の踊り場を設けている。 ・経路を構成する傾斜路は、勾配が1/12を超え、又は高さが16cmを超え、かつ、勾配が1/20を超える傾斜がある部分には、手すりを設けている。	合・否  合・否 合・否 合・否 合・否 合・否 合・否 合・否	
特殊の装置 同省令第4条	予想しない特殊の装置を用いる特定路外駐車場については、省令第2条、第3条の規定による構造又は設備と同等以上の能力があると認める場合においては適用しない。	合・否	

(3) 管理規程届のチェックリスト

必要な事項が定められているか (法第13条第2項)	1、管理規程に以下のことが定められているか		
	①路外駐車場の名称		
	②路外駐車場管理者の氏名・住所(法人にあつては、その名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名・住所)		
	③供用時間に関する事項		
	④駐車料金に関する事項		
	⑤前号に掲げるもののほか、路外駐車場の供用契約に関する事項		
⑥前各号に掲げるもののほか、国土交通省令で定める事項			

定められた内容は適正か (省令第2条)	1、路外駐車場の供用時間に関する事項について、休業日、1日における供用時間の開始及び終了の時刻について定めているか		
	2、駐車料金の額は、確定額をもって定めているか		
	3、供用契約に関する事項は、路外駐車場に駐車する自動車の滅失又は損傷についての損害賠償額に関する事項を含んでいるか		

国土交通省令で定める事項について定めてあるか (省令第3条)	1、路外駐車場の構造上駐車することができない自動車について定めてあるか		
	2、路外駐車場の業務に附帯して行う燃料の販売、自動車の修理その他の業務の概要について定めてあるか		

## 7 . 届出書様式

- ・ 路外駐車場設置（変更）届出書
- ・ 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第 1 2 条第 1 項ただし書きに基づく、路外駐車場設置（変更）届出書に添付する書面
- ・ 路外駐車場管理規程届
- ・ 管理規程届一部変更届
- ・ 路外駐車場休止届
- ・ 路外駐車場廃止届
- ・ 路外駐車場再開届
- ・ 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第 5 3 条第 6 項に基づく身分証明書

### < 参 考 >

- ・ 路外駐車場設置（変更）届出書 〔記載例〕
- ・ 路外駐車場管理規程届 （例）

路外駐車場設置 (変更) 届出書

戸 田 市 長 様

年 月 日

駐車場管理者の氏名又は名称及び住所

駐車場法第 12 条の規定により、次のように届け出ます。

1. 駐 車 場 の 名 称							
2. 駐 車 場 の 位 置							
3	イ 駐車場の区域の面積	平方メートル					
	ロ 駐車場の用に供する部分の面積 (A+B+C+D)	平方メートル					
	a 建築物である部分	駐車の用に供する部分の面積 (A)	一般公共の用に供する部分	四輪車 (注) 専用	平方メートル (駐車台数 台)		
				特定自動二輪車専用	平方メートル (駐車台数 台)		
				四輪車及び特定自動二輪車併用	平方メートル		
					四輪車 駐車台数 台		
					特定自動二輪車 駐車台数 台		
				小計	平方メートル		
				それ以外の部分	四輪車専用	平方メートル (駐車台数 台)	
						特定自動二輪車専用	平方メートル (駐車台数 台)
						平方メートル	
	四輪車 駐車台数 台						
	特定自動二輪車 駐車台数 台						
小計	平方メートル						
車路等の面積 (B)		平方メートル					
b 建築物でない部分	駐車の用に供する部分の面積 (C)	一般公共の用に供する部分	四輪車専用	平方メートル (駐車台数 台)			
			特定自動二輪車専用	平方メートル (駐車台数 台)			
			四輪車及び特定自動二輪車併用	平方メートル			
				四輪車 駐車台数 台			
				特定自動二輪車 駐車台数 台			
			小計	平方メートル			
			それ以外の部分	四輪車専用	平方メートル (駐車台数 台)		
					特定自動二輪車専用	平方メートル (駐車台数 台)	
					平方メートル		
					四輪車 駐車台数 台		
					特定自動二輪車 駐車台数 台		
小計	平方メートル						
車路等の面積 (D)		平方メートル					

規

模

規 模	3	駐車場の用に供する部分の面積の合計 (A+C)		一般公共の用に 供する部分	四輪車専用	平方メートル (駐車台数 台)
					特定自動二輪 車専用	平方メートル (駐車台数 台)
					四輪車及び特 定自動二輪車 併用	平方メートル
						四輪車 駐車台数 台
					特定自動二輪車 駐車台数 台	
					小計	平方メートル
				それ以外の部分	四輪車専用	平方メートル (駐車台数 台)
					特定自動二輪 車専用	平方メートル (駐車台数 台)
					四輪車及び特 定自動二輪車 併用	平方メートル
						四輪車 駐車台数 台
					特定自動二輪車 駐車台数 台	
					小計	平方メートル
4 構 造	イ 建築物である部分					
	ロ 建築物でない部分					
5 設 備	イ 特殊の装置	a 特殊の装置の有無				
		b 特殊の装置に係る駐車 場法施行令第 15 条の 規定による認定の概要	認定の番号			
			特殊の装置の名称等			
	ロ それ以外の設備					
6	附帯業務のための施設					
7	従業員概数					
8	供用開始(予定)日					

(注)

道路交通法(昭和 35 年法律第 105 号)第 2 条第 1 項第 9 号の自動車のうち、特定自動二輪車以外のもの。

- 備考
- 一 路外駐車場変更届書にあっては、変更しようとする事項を朱記すること。
  - 二 3 のロ欄の「駐車場の用に供する部分の面積」欄においては、駐車場の用に供する部分、車路、料金徴収施設、操車場所、乗降場その他の駐車場のため必要な施設の総面積について記載すること。
  - 三 3 のロの a 欄及び b 欄の「駐車場の用に供する部分の面積」欄の「それ以外の部分」欄においては、月ぎめ契約等により特定の顧客の駐車場の用に供する部分等一般公共の用に供する部分以外の部分の面積を記載すること。
  - 四 3 のロの a 欄及び b 欄の「車路等の面積」欄においては、駐車場の用に供する部分のうち、駐車場の用に供する部分を除いた部分の面積を記載すること。
  - 五 4 のイ欄においては、建築物の階数、建築面積、構造上の種別(木造、耐火構造等の別)及び避難階段の数を記載すること。  
なお、大建築物の一部にある路外駐車場にあっては、その旨を記載すること。
  - 六 4 のロ欄においては、車路及び駐車場の用に供する部分のみについて記載すること。
  - 七 5 のイの a 欄においては、特殊の装置を用いるか否かに応じて、「有」又は「無」のいずれかを記載すること。
  - 八 5 のイの b 欄の「認定の番号」欄においては、用いる特殊の装置に係る駐車場法施行令第 15 条の規定による認定の番号を記載すること。
  - 九 5 のイの b 欄の「特殊の装置の名称等」欄においては、用いる特殊の装置の名称(商品名)、製造者名を記載すること。
  - 十 5 のロ欄においては、特殊の装置以外の換気装置、照明装置、警報装置その他の設備の概要を記載すること。
  - 十一 6 欄においては、路外駐車場の業務に附帯して行う業務のための施設の概要を記載すること。

(高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第 12 条第 1 項ただし書き)

(日本工業規格 A 列 4 番)

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第 12 条第 1 項ただし書きに基づき、路外駐車場設置(変更)届出書に添付する書面

必要な構造及び設備 移動等円滑化のために	路外駐車場車いす使用者用駐車施設 台		
	路外駐車場移動等円滑化経路の傾斜路の勾配 <small>こうぱい</small> の最大値		
	イ 特殊の装置の有無		
	ロ 特殊の装置に係る移動等円滑化のために必要な特定路外駐車場の構造及び設備に関する基準を定める省令(平成 18 年国土交通省令第 112 号)第 4 条の規定による認定の概要	認定の番号	
特殊の装置		特殊の装置の名称等	

備考

- 一 路外駐車場変更届出書に添付する書面にあっては、変更しようとする事項を朱書すること。
- 二 「特殊の装置」イ欄においては、特殊の装置を用いるか否かに応じて、「有」又は「無」のいずれかを記載すること。
- 三 「特殊の装置」ロ欄の「認定の番号」欄においては、用いる特殊の装置に係る移動等円滑化のために必要な特定路外駐車場の構造及び設備に関する基準を定める省令(平成 18 年国土交通省令第 112 号)第 4 条の規定による認定の番号を記載すること。
- 四 「特殊の装置」ロの「特殊の装置の名称等」欄においては、用いる特殊の装置の名称(商品名)、製造者名を記載すること。



(路外駐車場管理規程届)

年 月 日

(宛先)

戸田市長

(駐車場管理者の氏名又は名称及び住所)

### 路外駐車場管理規程届

このことについて、(駐車場の名称) 駐車場の管理規程を別紙のとおり定めたので、駐車場法第13条第1項の規定に基づき届け出いたします。

(管理規程届一部変更届)

年 月 日

(宛先)

戸田市長

(駐車場管理者の氏名又は名称及び住所)

(駐車場の名称) 駐車場管理規程届一部変更届

当駐車場の管理規程中、 の項を 年 月 日から (下記又は別紙)  
のとおり変更したので、駐車場法第13条第4項の規定に基づき届け出いたします。

記



(路外駐車場廃止届)

年 月 日

(宛先)

戸田市長

(駐車場管理者の氏名又は名称及び住所)

### 路外駐車場廃止届

このことについて、下記のとおり廃止したので、駐車場法第14条の規定に基づき届け出いたします。

#### 記

- 1 駐車場の名称
- 2 駐車場の位置
- 3 廃止の理由

4 廃止年月日 年 月 日

(路外駐車場再開届)

年 月 日

(宛先)

戸田市長

(駐車場管理者の氏名又は名称及び住所)

### 路外駐車場再開届

このことについて、下記のとおり再開したので、駐車場法第14条の規定に基づき届け出いたします。

#### 記

- 1 駐車場の名称
- 2 駐車場の位置
- 3 再開年月日

年 月 日

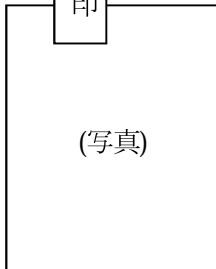
(高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第53条第6項に基づく身分証明書)

(表)

\_\_\_\_年\_\_月\_\_日発行第 \_\_\_\_\_号(\_\_\_\_年\_\_月\_\_日まで有効)

職 名	氏 名	生 年 月 日

刻  
印



高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第53条第6項の規定による

立 入 検 査 証

\_\_\_\_( 発 行 権 者 ) 印



3 規 模	駐車のに供する部分の面積の合計 (A+C)		一般公共の用に 供する部分		四輪車専用	1320.00 平方メートル (駐車台数 82 台)
					特定自動二輪 車専用	65.00 平方メートル (駐車台数 13 台)
					四輪車及び特 定自動二輪車 併用	62.50 平方メートル
						四輪車 駐車台数 5 台
						特定自動二輪車 駐車台数 5 台
					小計	1447.50 平方メートル
			それ以外の部分		四輪車専用	177.50 平方メートル (駐車台数 13 台)
					特定自動二輪 車専用	15.00 平方メートル (駐車台数 3 台)
					四輪車及び特 定自動二輪車 併用	25.00 平方メートル
						四輪車 駐車台数 2 台
					特定自動二輪車 駐車台数 6 台	
				小計	217.50 平方メートル	
4 構 造	イ 建築物である部分	地上 10 階・地下 3 階建 (うち駐車場は地下 3 階～地下 1 階部分) 建築面積 : 1,368.56 m <sup>2</sup> 鉄骨鉄筋コンクリート造 避難階段の数 : 1				
	ロ 建築物でない部分	アスファルト舗装				
5 イ 特 殊 の 装 置 備	a 特殊の装置の有無	有 (垂直循環方式、方向転換装置 (ターンテーブル))				
	b 特殊の装置に係る駐車 場法施行令第 15 条の規定 による認定の概要	認 定 の 番 号	特殊駐車装置認定第〇〇〇号、第〇〇〇号			
	ロ それ以外の設備	特殊の装置の名称等	〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇 (製造者 : 〇〇〇〇〇 (株))			
			換気装置、警報装置、消化装置、放送装置、自動料金精算機			
6	附帯業務のための施設	無				
7	従 業 員 概 数	8 人				
8	供 用 開 始 (予 定) 日	〇〇年〇〇月〇〇日				
(注)						
道路交通法 (昭和 35 年法律第 105 号) 第 2 条第 1 項第 9 号の自動車のうち、特定自動二輪車以外のもの。						

建築物の階数、建築面積、構造上の種別  
(木造、耐火構造等の別) 及び避難階段  
の数を記載する。  
なお、大建築物の一部にある路外駐車場  
にあつてはその旨を記載する。

路外駐車場の業務に付帯して行な  
う業務がある場合に施設概要を記  
載する。

## 記入上の注意事項

- ・「駐車場の区域の面積」は、当該駐車場の範囲の垂直投影面積を記入してください。
- ・「駐車場の用に供する部分の面積」は、駐車のに供する部分、車路、料金徴収施設、操車場所、乗降場その他の駐車場の場のため必要な施設の総面積を記入してください。
- ・「駐車場の用に供する部分の面積」は、車路を除いた駐車マスの面積を記入してください。
- ・「車路等の面積」は、総面積から「駐車のに供する部分の面積」を除いた面積を記入してください。
- ・「四輪車及び特定自動二輪車併用」の駐車台数は、四輪車及び特定自動二輪車の各々に換算した駐車台数を記入してください。
- ・月極契約等の特定の人のみが駐車する部分については、「それ以外の部分」に記入してください。
- ・添付図面等を添えて、正副 2 部提出してください。

※記入に当たっては、届出書の備考欄も参考にしてください。



～～～路外駐車場（変更）届出書の記入について～～～

- 一. 路外駐車場変更届出書にあつては、変更しようとする事項を朱記すること。
- 二. 3のロ欄「駐車のために供する部分の面積」欄においては、駐車場の用に供する部分、車路、料金徴収施設、操車場所、乗降場その他の駐車のために必要な施設の総面積について記載すること。
- 三. 3のロの a 欄及び b 欄の「駐車のために供する部分の面積」欄の「それ以外の部分」欄においては、月ぎめ契約等により特定の顧客の駐車のために供する部分等一般公共の用に供する部分以外の部分の面積を記載をすること。
- 四. 3のロの a 欄及び b 欄の「車路等の面積」欄においては、駐車のために供する部分のうち、駐車のために供する部分を除いた部分の面積を記載すること。
- 五. 4のイ欄においては、建築物の階数、建築面積、構造上の種別（木造、耐火構造等の別）及び避難階段の数を記載すること。なお、大建築物の一部にある路外駐車場にあつては、その旨を記載すること。
- 六. 4のロ欄においては、車路及び駐車のために供する部分のみについて記載すること。
- 七. 5のイの a 欄においては、特殊の装置を用いるか否かに応じて、「有」又は「無」のいずれかを記載すること。
- 八. 5のイの b 欄の「認定の番号」欄においては、用いる特殊の装置に係る駐車場法施行令第 15 条の規定による国土交通大臣の認定の番号を記載すること。
- 九. 5のイの b 欄の「特殊の装置の名称等」欄においては、用いる特殊の装置の名称（商品名）、製造者名を記載すること。
- 十. 5のロ欄においては、特殊の装置以外の換気装置、照明装置、警報装置その他の設備の概要を記載すること。
- 十一. 6 欄においては、路外駐車場の業務に附帯して行う業務のための施設の概要を記載すること。

## 路外駐車場管理規程（例）

### 1 駐車場の名称

### 2 駐車場管理者の氏名及び名称

（法人の場合）

- (1) 名称
- (2) 所在地
- (3) 代表者の氏名
- (4) 同住所

（個人の場合）

- (1) 住所
- (2) 氏名

### 3 供用時間

- (1) 供用時間の開始及び終了時間

午前 時から午後 時まで

（但し、午後 時から午前 時まで閉門する。）

- (2) 休業日 毎週 曜

- (3) 上記の他、駐車場管理者は、この駐車場の補修その他管理上やむを得ない場合に、主務官庁に届け出のうえ駐車場の全部又は一部の供用を休止することができる。

### 4 駐車料金 別記のとおり

定期（月極）駐車契約者に対しては、定期（月極）駐車契約書により契約し、定期駐車券を発行する。

### 5 供用契約に関する事項

- (1) 駐車場管理者は、この駐車場に駐車中の自動車の保管にあたり、善良な管理者としての注意を怠らなかったことを証明する場合を除いては、その自動車滅失または損傷について、その損害を賠償する責を負う。
- (2) 駐車場利用者及びその関係者（同乗者を含む）は、故意または過失によりこの駐車場の諸設備及び他の駐車中の自動車等に損害を及ぼしたときは、直ちにこの損害を管理者及び他の被害者に賠償しなければならない。
- (3) 駐車場利用者は、この駐車場の供用時間中に駐車した自動車を引き取らなければならない。ただし、あらかじめ駐車場管理者の承認を得た場合は、この限りではない。
- (4) 駐車場管理者の承諾なくして、駐車自動車の引取りをしなかったときは、引取のあった時点まで、1時間につき金 円の割合にて違約金を徴収することができる。

## 路外駐車場管理規程（例）

- (5) 駐車場管理者は、この駐車場に駐車する自動車内に留置された貴重品その他物品に関する損害については賠償の責を負わない。
- (6) 駐車場利用者は、次の事項を遵守しなければならない。
  - ア 駐車位置、場内交通規制等は、標識もしくは信号機の表示または係員の指示に従うこと。
  - イ 場内での走行は、時速8km以下で徐行すること。
  - ウ 契約車以外の自動車の駐車及び駐車以外の用途に使用してはならない。
  - エ 駐車場内に引火物、危険物の持ち込み、場内での喫煙火気の取扱いは行わないこと。
  - オ 自動車内に貴重品、その他物品を留置しないこと、及びドア、トランク等は施錠すること。
  - カ 駐車場内で設備又は他の自動車及び器具等に損傷、汚損を与えたときは直ちに係員に申し出ること。
  - キ 利用者は、自己の自動車に駐車中事故が生じたと認められたときは、出庫以前に係員に申し出なければならない。
  - ク 駐車場利用者及びその関係者（同乗者含む）は、禁止されている場所に立ち入り又は特殊装置操作盤、その他の機器類に許可なく手を触れてはならない。
  - ケ 駐車位置は、場内整理の都合上、他の位置に移動することがある。
  - コ 洗車は、指定の場所又は係員の指示した場所以外で行ってはならない。
  - サ 利用者は駐車場内を清潔にするように努めなければならない。
  - シ 自動車出入りの際は係員に通告すること。
  - ス 運転者外出の際は係員に通告すること。
  - セ 前各号に掲げるものの他係員の指示に従うこと。
- 6 駐車場管理者は、遵守事項その他必要な事項を、場内の見やすい場所に掲示する。
- 7 駐車場管理者は、次の場合には駐車を拒否することができる。
  - (1) 駐車場利用者が駐車場管理規程を守らなかったとき。
  - (2) 駐車場内で利用者及びその関係者（同乗者を含む）が著しく秩序を乱す恐れがありと認めた場合。
  - (3) 危険物を搭載している自動車その他駐車場の管理上支障のある自動車が駐車する場合。
- 8 駐車できない自動車  
高さ2.3mを超えるもの及び特殊自動車  
又は長さ m、幅 m、高さ m及び トンを超えるもの  
又は自動車登録業種番号、1、2、6、7、8、9、0に該当するもの  
又は乗用自動車、ライトバン以外の自動車

